



Earth Negotiations Bulletin
Barcelona Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/wcwg7>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

Vol.12 No. 447

2009年 12月 1日(火)

バルセロナ気候変動会議

2009年 11月 2-6日

2009年11月2-6日、スペインのバルセロナで、国連気候変動枠組条約の下の長期的協力行動に関するアドホック・ワーキンググループ第7回会合（AWG-LCA 7）第2部、および京都議定書附属書 I 締約国の更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ第9回会合（AWG-KP 9）第2部が開催された。政府、政府間組織、非政府組織、学界、民間部門、マスコミを代表する約3100名が参加した。この会合は、2009年12月7-18日、デンマークのコペンハーゲンで開催される第15回締約国会議（COP 15）に先立つ両AWGsの最終的な交渉の場である。

バルセロナ会議の主な目的は、文書のスリム化努力の継続、主要な問題点の洗い出し、コペンハーゲンの閣僚級会議で選択可能なオプションの明確化であった。AWG-LCA 7は、バリ行動計画（BAP）の主要要素、すなわち適応、資金、技術、緩和、キャパシティビルディング、および長期的協力行動のための共有のビジョンに焦点を当てた。まず、3週間前にバンコクで開催されたAWG-LCA 7第1部において作成されたノンペーパー数件に基づき、これらの問題を審議した。AWG-LCAは、一連の新たなノンペーパーを作成し、これを本会合報告書の附属書にまとめてコペンハーゲンへ送る。（FCCC/AWGLCA/2009/L.4）

バルセロナのAWG-LCAでは、多数のものが、BAPの主要要素の議論で度合いは不揃いながら進展があったと感じた。しかしコペンハーゲンで成果を挙げるには、相当厳しい作業や相互の信頼育成、かなりの政治的意思が求められることも強調した。コペンハーゲンにおいて、AWG-LCAの成果をどういう法的形式のものにするかも依然不確定である。このため本会合に出席したものの間では、交渉の結果が法的拘束力のある制度となるのか、あるいは緩和や資金など特定の基本問題での合意を記載する一連のCOP決定書で構成される合意になるのか、憶測が飛び交った。また、詳細を最終決定するため交渉を続けるには新たなマンデートが必要であり、2010年にその交渉の成果を法的拘束力のある制度にまとめなければならないと指摘するものもいた。しかし、コペンハーゲンに向けて過去に例を見ないほど政治的なモーメンタムが生じているとし、「期待感を下げかねない」動きに反対するものもいた。

AWG-KP 9第2部は、京都議定書第1約束期間終了後の附属書I締約国排出削減量に関する議論を続けた。本会合の冒頭、アフリカン・グループは、数値以外の問題に関するAWG-KPの議論を中断するよう求め、他の途上国もこれを支持した。これにより全てのAWG-KPコンタクトグループ会合が中断され、この中断は水曜



Earth Negotiations Bulletin
Barcelona Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/wcgwg7>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

日まで続いた、その水曜日に締約国は会議時間の60%を数値問題に当て、各会合日の終わりに進展状況を評価することで合意に達した。AWG-KPは、数値の検討を終了することができず、柔軟性メカニズムや土地利用・土地利用変化・森林（LULUCF）、対応措置の潜在的な影響結果など、同AWGの作業計画に記載するその他の問題の議論も終了しなかった。このためAWG-KPは、第5回京都議定書締約国会議（COP/MOP 5）に報告する前に、コペンハーゲンでこれら全ての問題に関する作業を終わらせる必要がある。

UNFCCCおよび京都議定書のこれまで

国際政治の気候変動対応は、1992年、国連の気候変動に関する枠組条約（UNFCCC）採択に始まる、この条約は、気候系に対する「危険な人為的干渉」を回避するため、温室効果ガスの大気濃度安定化を目指す行動枠組を規定した。UNFCCCは1994年3月21日に発効し、現在194の締約国が加盟する。

1997年12月、締約国は日本の京都でのCOP3で、UNFCCC議定書について合意し、この中で先進工業国ならびに市場経済移行国は排出削減目標の達成を約束した。これら諸国はUNFCCC附属書I締約国と呼ばれ、2008-2012年（第1約束期間）中に6つの温室効果ガスの排出量を全体平均で1990年比5.2%削減することで合意し、各国がそれぞれ異なる国別目標を持つことでも合意した。京都議定書は2005年2月16日に発効し、現在190カ国の締約国を有する。

2005年、カナダのモントリオールでCOP/MOP 1が開催され、議定書3.9条に基づきAWG-KPを設置し、第1約束期間終了の少なくとも7年前までに、附属書I締約国の更なる約束を検討することが義務付けられた。これに加えてモントリオールのCOP 11では、COP 13までに「条約ダイアログ」と呼ばれるワークショップを4回連続して開催し、条約の下での長期的協力を検討することでも合意した。

バリ・ロードマップ：2007年12月、インドネシアのバリ島でCOP 13およびCOP/MOP 3が開催された。バリ会議は長期的な問題に焦点を当てた。交渉の結果、BAPが採択され、条約ダイアログで明らかにされた緩和、適応、資金、技術という長期的協力の4つの主要要素に焦点を当てて議論するAWG-LCAが設置された。BAPには、それぞれの要素分野において検討されるべき問題を非制約的にリストしており、「長期的協力行動の共有のビジョン」策定を求めている。

またバリ会議では、2年間のバリ・ロードマップ・プロセスについても合意した、このプロセスは条約と議定書の両方の交渉「経路（トラック：tracks）」を示すもので、2009年12月、コペンハーゲンで開催されるCOP 15およびCOP/MOP 5を交渉終結の期限と定めた。バリ・ロードマップにおいて重要な2つの組織がAWG-LCAおよびAWG-KPであり、それぞれ2008年に4回の交渉会合を開催した、2008年4月がタイのバンコク、6月はドイツのボン、8月はガーナのアクラ、12月がポーランドのポズナニである。両グループは、2009年にも数回の

交渉会合を開催した。

AWG-LCA 5およびAWG-KP 7：2009年3月29日から4月8日、ドイツのボンでAWG-LCA 5およびAWG-KP 7 会議が開催された。この会合の主な目的は、両AWGsでの交渉文書の作成作業であった。

AWG-LCAは、BAP達成の交渉ならびにコペンハーゲンでの合意成果の内容に焦点を当てる議長ノートを検討した。(FCCC/AWGLCA/2009/4, Parts I and II) AWG-LCA 5の議論の焦点は、2009年6月の次回AWG-LCA 会合向けに議長が作成する交渉文書草案の内容要素の精査であった。

AWG-KP 7は、京都議定書附属書I締約国による2013年以降の排出削減量、そして議定書改定の可能性を含めた法律問題に焦点を当てた。またAWG-KPは、柔軟性メカニズム、LULUCF、対応措置の潜在的影響結果など、作業計画 (FCCC/KP/AWG/2008/8) のその他の問題も議論した。AWG-KPは、議長に対し、6月の会合に向けた2つの文書作成を要請することで合意した：一つは、議定書3.9条(附属書I締約国の更なる約束) に基づく議定書改定案、もう一つはLULUCFおよび柔軟性メカニズムなどのその他の問題に関する文書である。

AWG-LCA 6およびAWG-KP 8：2009年6月1日から14日、UNFCCCの実施に関する補助機関 (SBI) および科学・技術上の助言に関する補助機関 (SBSTA) の会合とあわせ、AWG-LCA 6およびAWG-KP 8会議がドイツのボンで開催された。

AWG-LCA 6は、議長案 (FCCC/AWGLCA/2009/8) を利用した交渉の起点となる文書の作成に焦点を当てた。この会合で、締約国はそれぞれの提案を提起し、説明し、交渉文書の改訂版 (FCCC/AWGLCA/2009/INF.1) を発表した。この文書は200頁近い長さで、BAPの主要要素を全て網羅していた。

AWG-KP 8は、議定書附属書I締約国の更なる約束の議論を続けた。2013年以降の附属書I諸国集約排出削減目標および個別目標に関し、多様な締約国が提出した提案に焦点が当てられた。AWG-KPは、この問題について、さらにLULUCFや柔軟性メカニズムなどその他の問題について、AWG-KP議長作成文書に基づいた議論の継続で合意した。

事務局は、6月の会合終了時まで、条約の下での新たな議定書に関する5件の締約国提案を受け取り、京都議定書の改定については12件の提案文書を受け取った。コペンハーゲンのCOP 15およびCOP/MOP 5でこれらの各提案文書を検討する。

非公式AWGs：2009年8月10-14日、AWG-LCAおよびAWG-KPは、ドイツのボンで非公式の会期外協議を開催した。

AWG-LCAは、交渉文書改訂版 (FCCC/AWGLCA/2009/INF.1) の議論の進め方に焦点を当てた。1週間の協議の結果、AWG-LCAは、交渉文書を扱いやすくするべく、ノンペーパーの作成作業、ならびに読解ガイドや表、マトリックスの作成作業を開始した。(FCCC/AWGLCA/2009/INF.2)

AWG-KPは、2012年の第1約束期間満了後の附属書I締約国排出削減量に関する議論を続けた。このほか、潜在的な影響結果およびAWG-KP作業計画記載のその他の問題に関する文書の議論を再開した。議論結果は、AWG-KP議長が作成する次回バンコク会合用改定文書の中に記載する。

非公式会合終了時、両AWGsの参加者は、コペンハーゲン会議までに残された交渉時間の短さ、バンコク会議で重要項目での進展を見る必要性を強く意識し始めた。

AWG-LCA 7.1およびAWG-KP 9.1：2009年9月28日から10月9日、タイのバンコクでAWG-LCA 7の第1部、AWG-KP 9の第1部の会合が開催された。

AWG-LCA 7の第1部会合は、交渉文書（FCCC/AWGLCA/2009/INF.1）のスリム化と取りまとめ作業を続けた。AWG-LCAは、再編集され取りまとめられた交渉文書を用いると同時に、8月の非公式会合およびその後で作成された背景資料（FCCC/AWGLCA/2009/INF.2 and Add.1 & 2）も用いた。一般に、適応、技術、キャパシティビルディング問題では満足のいく進展があったと評されたが、資金面、緩和面では多数のものが「深い溝」の持続を感じた。AWG-LCAは2週間の交渉期間中に多数のノンペーパーを作成し、バルセロナのAWG-LCA 7再開会合に送った。

AWG-KP 9の第1部は、京都議定書附属書I締約国の第1約束期間終了後の排出削減量およびその他の問題の議論を続けた。LULUCFの規則の議論での前進をバンコク会議で最も重要な成果と見るものが多い。しかし、2013年以降の約束期間での附属書I締約国集約的排出削減目標、個別の排出削減目標では大きな進展がなかったと大半のものが感じた、さらに、コペンハーゲンの成果文書を京都議定書の改定版とすべきか、新しい単独の合意にすべきかでも、先進国と途上国の意見の食い違いが表面化した。バンコクのAWG-KP交渉会合の結果、議長は、バルセロナのAWG-KP 9再開会合に送るべき改定文書を作成した。

AWG-LCA 7およびAWG-KP 9報告書

条約の下の長期的協力行動に関するアドホック・ワーキンググループ第7回会合（AWG-LCA 7）再開会合および議定書附属書I締約国による更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ第9回会合（AWG-KP 9）再開会合は、2009年11月2日、月曜日に開会した。国連気候変動枠組条約（UNFCCC）のYvo de Boer事務局長は、附属書I諸国には野心的な排出削減目標の明言を、途上国には国内適切緩和行動（NAMAs）の明確化、および長期および短期の資金供与の明確化を求めた。さらに同事務局長は、コペンハーゲンの成功に向け前進するには、信頼の構築と協力関係の強化が必要だと強調した。

L'Hospitalet市長のNúria Marín Martínezは、気候変動との戦いで地方当局が果たせる役割を強調し、気候変動と戦う市長連盟（Covenant of Mayors against Climate Change）の約束に焦点を当てた。

バルセロナ市長のJordi Hereuは、気候変動との戦いを効果的に遂行するには地方および地域の政策や行動とのリンクが必要だと強調し、気候変動の合意の中に地方当局への言及を含めるよう求めた。

デンマークの気候・エネルギー大臣Connie Hedegaardは、気候変動というチャレンジに立ち向かうにはコペンハーゲンで一貫性のある野心的な解決策を立てる必要があるとし、そのコペンハーゲン会合を成功させるにはバルセロナ会合が最も重要な役割を果たすと強調した。同大臣は、バリ行動計画（BAP）の全てのビルディングブロックについて拘束力のある合意を得ることは困難だと認識を示し、更なる議論の必要性を指摘し、「コペンハーゲンまでの最後の1マイルを突き進む」よう提案した。

スペイン副大統領のMaría Teresa Fernández de la Vegaは、世界的な経済危機の結果、新しいグリーンな経済を志向する機会に恵まれたと指摘した。同副大統領は、スペイン政府が2012年までに1億ユーロの資金を提供し、非炭素原単位経済への早期の移行努力を促進し、緩和および適応面の協力も強めると発言した。

カタロニア地方総督（President of the Generalitat de Catalunya）のJosé Montilla Aguileraは、カタロニア地方政府は気候変動との戦いを政府行動の中心に据え、再生可能エネルギー政策や持続可能な輸送政策などに取り組んでいると強調した。

本報告書は、両AWGsの議論を各議題項目別に取りまとめる。

附属書I締約国の更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ

AWG-KP 9の第2部は11月2日に開会し、John Ashe（アンティグア・バーブーダ）が引き続き議長を務め、Harald Dovland（ノルウェー）が副議長を、Miroslav Spasojevic（セルビア）が報告官を務めた。

議長のAsheは、バルセロナ会議で附属書I締約国がそれぞれの排出削減約束達成に利用できる手段など、可能な限り多数の問題について結論を出すよう勧め、最近のイラクによる議定書批准を強調した。同議長は、次に議題書および作業構作文書（FCCC/KP/AWG/2009/11 and Add.1）を提出し、バンコクで設置された4つのコンタクトグループが継続して審議すると説明し、バルセロナでは各コンタクトグループとも、コペンハーゲンに持ち越す負担分軽減のため結論を得やすい問題に焦点を当てるよう求めた。

スーダンがG77/中国の立場で発言し、附属書I締約国がコペンハーゲンでの一つの合意を希望し、京都議定書の終焉を求めていることに懸念を表明した。同代表は、附属書I締約国の個別ならびに集約的排出量の制限および削減の数値目標（QELROs）決定を進める必要があると強調した。

スウェーデンは欧州連合（EU）の立場で発言し、京都議定書に基づく新しい合意が必要だと強調した。同代表は、他の諸国がそれぞれ相応の約束をするなら、EUは世界的合意の一環として2010年までに1990年比で30%排出量を削減する意思があると繰り返した。同代表は、2050年までに1990年比80-95%の排出削減について、EU指導者が支持を表明していると指摘し、他の先進国も同等の目標値を採用するよう求めた。

ガンビアはアフリカン・グループの立場で発言し、附属書I締約国の集約的、個別的QELROsを決めることはAWG-KPのマンデートの根幹だとして、これに注目するよう求めた。同グループ代表は、「数値」の議論が終了するまで他のAWG-KPコンタクトグループの会合開催を認めないと述べた。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、議論を加速的に進展させるのはAWG-KPの義務だと指摘し、効率の高い制度や確固とした炭素市場に焦点を当てる必要があると指摘した。

グレナダは小島嶼国連合（AOSIS）の立場で発言し、議定書が「死んでいない」との明確なシグナルを出すよう求めた。同代表は、バルセロナ会合においては、気候変動に取り組む国際社会の意思に対する信用と信頼を回復する必要があると強調し、進展させるにはAWG-KP作業計画に基づき作業を進める必要があると強調した。

議定書附属書I締約国の更なる約束：この議題項目では次の項目を議論した：附属書I排出削減量；対応措置の潜在的影響（結果）；AWG-KP作業計画（FCCC/KP/AWG/2008/8）記載のその他の項目、特に、柔軟性メカニズム、土地利用・土地利用変化・森林（LULUCF）；方法論問題のバスケット。

この議題項目は11月2日のAWG-KPプレナリーで最初に取り上げられ、締約国は、バンコクで設置された次のコンタクトグループでの継続審議で合意した：

- 附属書I排出削減量、共同議長はGertraud Wollansky（オーストリア）とLeon Charles（グレナダ）
- その他の問題、議長はDovland副議長
- 対応措置、共同議長はMama Konaté（マリ）とAndrew Ure（オーストラリア）
- 法的問題、共同議長はMaría Andrea Albán Durán（コロンビア）とGerhard Loibl（オーストリア）

締約国は、締約国が特定の問題の議論を要請した場合にのみ、法的問題グループの会合を開催することで合意した。法的問題グループの会合は開催されなかった。他の3つのコンタクトグループは、月曜日の午後に関会会合を開催した。附属書I排出削減量に関するコンタクトグループが最初に会合した。潜在的影響（結果）に関するコンタクトグループの開会会合で、アフリカン・グループは、附属書I排出削減量に関するコンタクトグループが審議を終えるまで他のコンタクトグループの会合開催を認めないとする開会プレナリーでのステートメントを繰り返し、ボリビア、ベネズエラ、アルジェリア、エジプトもこれを支持した。EUは、こういう立場がとられたことは遺憾だとし、コペンハーゲンで成果を挙げるにはバルセロナで全てのAWG-KPコンタクトグループの議論を進める必要があると強調した。同代表は、一つのAWG-KPコンタクトグループが他のコンタクトグループに先立って作業を進めることは不可能だと強調した。その後、潜在的影響(結果)に関するコンタクトグループの審議は中断され、その他の問題に関するコンタクトグループの開会会合は中止された。火曜日、AWG-KPの全てのコンタクトグループ会合、実質的な問題に関する非公式協議が中止された。

この問題はAshe議長が開催した非公式協議ならびに火曜日夕方のAWG-KPプレナリーで解決した。火曜日夕方のプレナリー会合で、Ashe議長は、月曜日夜遅くまで協議し、火曜日午前中にも協議を再開した結果、今後の審議時間の60%を附属書I排出削減量に関するコンタクトグループの議論に割り当て、残りの40%を他のコンタクトグループに配分することで解決したと説明した。同議長は、バルセロナ会合での当該作業方式の適用を提案し、締約国もこれに合意した。アフリカン・グループは、AWG-KPがコペンハーゲンで法的拘束力のある目標値を出すことへの期待感を強調した。同代表は、先進国が現在示している野心レベルは「受け入れられない」と強調し、科学に合致する野心的な数値が必要だと強調した。同代表は、この問題で進展が見られない場合はその他のコンタクトグループでの審議を再度中断することになりかねないと警告した。またアフリカン・グループは、全ての約束では国内排出削減量やオフセット分、LULUCF分の割合など、詳細を明示すべきだと述べた。

中国、G-77/中国の立場でスーダン、インド、ボリビア、サウジアラビア、AOSISの立場でグレナダは、アフリカン・グループのステートメントを支持し、60%配分という解決策は数値を議論する時間の配分を示すだけでなく、具体的で特定の野心的な数値においてどれだけ進展しかが、進展の度合いにも当てはまると強調した。サウジアラビアは、締約国は各会合日の終わりに数値の議論の進展度を再評価する権利を留保すると強調した。ブラジルは、割当時間の有効活用を求め、インドネシアとともに、「数値」の問題はバルセロナ会合の成功を占うカギだと強調した。AOSISは、「数値」問題について、焦点を定めた緊急かつ有意義な対応をとるよう求めた。

AWG-KP 9の第2部は結論を採択しなかったが、バルセロナ会合の作業結果はコペンハーゲン会合前に議長が発表するノンペーパーならびに改定文書に記載される。ノンペーパーは事務局の下記のホームページで閲覧可能：

http://unfccc.int/meetings/ad_hoc_working_groups/kp/items/4920.php

AWG-KPでの附属書I排出削減量、その他の問題、対応措置に関するコンタクトグループの議論を下記にまとめる：

附属書I排出削減量: この問題(FCCC/KP/AWG/2009/10/Add.1/Rev.1 and FCCC/KP/AWG/2009/10/Add.4/Rev.2)は、議定書規定第1約束期間満了後の2013年以降における附属書I締約国の集約的、個別的排出削減量を議論する。AWG-KP作業計画(FCCC/KP/AWG/2008/8)は、2009年3月/4月のAWG-KP 7で附属書Iの集約的排出削減量に関する結論を採択し、2009年6月のAWG-KP 8で集約的削減量の数値に対する各締約国の貢献分に関する結論を採択することになっていた。しかしこれら2回の会合で合意に達しなかったことから、バンコクおよびバルセロナのAWG-KP 9でもこの問題の審議を続けた。

この問題はコンタクトグループ会合および非公式協議で議論された。議論された点は次のとおり：2013年以降の附属書I排出削減量の野心レベル、柔軟性メカニズムおよびLULUCFの役割、基準年、約束期間の長さ
と数。

野心レベルに関し、事務局は月曜日、締約国が提出したQELROsの可能性に関する情報をまとめた新しい
ペーパー・バージョンを提出した。締約国は、附属書I締約国の排出削減量の野心レベル決定方法について議
論し、共同議長のCharlesは、トップダウンとボトムアップの両方の手法を支持すると指摘した。締約国は、
各締約国の約束と科学的に必要なレベルとのギャップを縮めるため、附属書I締約国の野心レベルを引き上げ
る方法について議論した。

数カ国の附属書I締約国は、それぞれの排出削減約束の根拠を提出し、その約束を増やせるかどうか、どの
ような状況なら増やせるかを指摘した。ベラルーシは、市場経済移行国は1990年代に経済が「破綻」し、そ
れぞれの排出量が半減したため、約束は引き上げられないと強調した。日本は、最近、2020年までに1990年
比で25%削減すると約束を引き上げたばかりだと強調し、野心レベルを引き上げる立場にないと述べた。EU
は、他の諸国がそれぞれ相応の目標を立てるなら、2020年までに1990年比で20%排出削減という目標を30%
削減にまで引き上げられると述べた。アイスランドは、LULUCFとオフセットが入手可能にならない限り、
2020年までに1990年比で15%という削減目標を引き上げられるかどうか確言できないと述べた。オーストラ
リアは、先進国が相応の努力を行うかどうか、全てのUNFCCC締約国が努力するかどうかなど、いくつかの
要素によって自国の貢献分は変わってくると強調した。

ガンビアはアフリカン・グループの立場で発言し、附属書Iの約束と科学とのギャップについて理解を深め
るには附属書I諸国がデータを提供する必要があると強調した。南アフリカは、附属書I締約国の国内緩和ポテ
ンシャルが利用されつくした時点で初めて柔軟性メカニズムを利用する野心レベルの引き上げを認めるよう
提案した。AOSISは、「大気立場から」野心レベル全体を見る必要があると強調し、可能な限り国内努力を
し、国内努力を高められない場合に「別な方法に目を向ける」という「双子のパッケージ」の検討を提案し
た。

EUは、科学的な観点から必要な排出削減規模を決定し、その上でどのセクターの排出量をどのように削減
できるかボトムアップで考えるというトップダウン手法の経験に言及した。またEUは、野心レベルに対する
LULUCF算定規則の影響、余剰割当量単位（AAUs）利用の影響にも焦点を当てた。ロシアは、第1約束期間
でのAAU余剰の可能性と2013年以降の野心レベルとは何の関係もないと強調した。

非公式協議で、附属書I締約国は、自国の提案するQELROsのうち、**国内行動、LULUCF、柔軟性メカニズ
ムの利用などのオフセット**が占める割合を明らかにするよう求められた。一部の附属書I締約国は、それぞれ

の目標値を提出し、オフセットの割合、LULUCF規則の影響、基準年、航空輸送排出量に関する質疑応答に応じた。数カ国の附属書I締約国は、一部途上国の要請に応じて、事務局に書面で情報を提供し、事務局はこれを非公式な情報ノートにまとめた。コンタクトグループ最終会合で、2009年11月6日付けの非公式ノートが提出された。日本は、自国が事務局に提出したQELROsに関する情報がこのノートに記載されていないとして、この情報を入れた最新版の作成を事務局に要請した。ノルウェーは、40%削減という自国の目標達成について、メカニズム利用する考えだとノートに記載するよう要請した。ロシアは、目標値達成にメカニズムを利用する計画はないとし、LULUCFの利用については、規則が確立された時点で利用するかどうかが決められると述べた。

その後、締約国は**基準年**について議論した。オーストラリアは、1990年を基準年と定めると同時に、別な年度も比較対象年度として含めるパッケージを提案した。日本は、1990年を含める異なる年度を比較対象年度とし、QELROsを排出削減絶対量で表現することを希望した。カナダは、複数以上の基準年で表現された各締約国の目標を表にまとめ、これを利用するよう提案した。G-77/中国の立場で南アフリカ、AOSISの立場でミクロネシア連邦、ブラジル、ノルウェー、エジプトは、1990年を単一の基準年とすることを支持した。締約国は、多様な提案を検討するため、コペンハーゲンでは少人数の非公式グループを設置することで合意した。

約束期間の数と長さに関し、G-77/中国は、5年間の長さの1つの約束期間とすることを提案し、これは同グループの提案の妥協案であり、バルセロナ会合で合意しない場合には、この提案を取り下げると指摘した。オーストラリアは、5年ないし8年の長さの1つの約束期間とすることを支持し、EUは、8年の長さの1つの約束期間を提案した。日本とノルウェーは、8年間という長さを希望する一方で、この点に関し自国の見解が固まっていないことを指摘した。ロシアは、8年間という1つの約束期間を支持した。コンタクトグループの最終会合で、G-77/中国は、5年間の長さの1つの約束期間という提案を取り下げると発言し、この問題についてG-77/中国がこれ以上統一された立場をとることはないと言った。共同議長は、コペンハーゲンでは、この問題に関心のある締約国と非公式協議を開催する。

コンタクトグループの最終会合で、共同議長のWollanskyは、AWG-KPは作業を終了させ、結果をコペンハーゲンの第5回京都議定書締約国会議（COP/MOP 5）に報告すべきだと強調した。同共同議長は、コペンハーゲンに向けての準備作業として、締約国に一連の質問事項を提示した：すなわち、5年ないし8年の約束期間とした場合の実用面での影響；単独の法的拘束力のある基準年とした場合、このような基準年の利用で、比較対象年度の利用を希望する締約国の国益を満たすにはどうすれば良いか、そしてそのような比較対象年度をどう表現するか；各国の約束をその国のQELROsに転換するには、どのような方法の利用から入るのがよい

か；野心レベルを引き上げる方法、そして附属書I締約国の約束の規模を拡大させるにはどのようなオプションがあるか。

共同議長のCharlesは、11月6日金曜日、AWG-KP閉会プレナリーに報告書を提出し、その中で、このグループが技術的な問題、広範な問題について「集中審議」をしたと説明した。同共同議長は、技術的な問題について、可能な場合には1990年を基準年としてパッケージに含めたいとの希望が広まったこと、約束期間の長さに関しいくつかのオプションで前向きな動きがあったことを指摘したが、合意に向けた動きや約束の根拠となる想定条件の議論、非公式ノートに関してはあまり進展がなかったと指摘した。同共同議長は、途上国の緩和行動に対する追加財政支援策が提案されたと指摘した。共同議長のCharlesは、科学と約束の間にはギャップが残っていると指摘し、このため野心レベルの規模拡大に関する疑問も関連性を持ってくと指摘した。

交渉状況：京都議定書3.9条に基づく改定案を含めた文書FCCC/KP/AWG/2009/10/Add.1/Rev.1にバルセロナ会合での議論および提案を反映させた改定案が、コペンハーゲンまでに発表される。

AWG-KP作業計画のその他の問題：この議題は、AWG-KP作業計画（FCCC/KP/AWG/2008/8）の49（c）項記載「その他の問題」に関するものである。11月4-6日、コンタクトグループ会合および非公式協議で議論された。議定書の柔軟性メカニズムならびに方法論問題バスケットに関する議論では副議長のDovlandが議長を務めた。LULUCFに関し、締約国は、Bryan Smith（ニュージーランド）とMarcelo Rocha（Brazil）が進行役を務める「スピンオフ」グループでの議論継続で合意した。

その他の問題に関する第1回のコンタクトグループ会合で、副議長のDovlandは、文書を整理し、コペンハーゲン会議で閣僚が選択できるオプションを明確化するのがバルセロナ会合の目標だと想起した。同副議長は、文書の括弧書き削除に向け努力するよう求めた。

柔軟性メカニズム：コンタクトグループ第1回会合で、副議長のDovlandは、文書FCCC/KP/AWG/2009/10/Add.3/Rev.2の附属書Iを提出した、この附属書には柔軟性メカニズムに関するCOP/MOP決定書草案に向け提案されている要素が記載されており、締約国はこの問題に関する最新の作業状況を知ることができた。

クリーン開発メカニズム（CDM）の下でのLULUCFに関し、同副議長は、スピンオフグループがこの文書に関する作業を進めていると指摘した。

CDMに炭素回収貯留を含めるかどうかに関し、副議長のDovlandは、コペンハーゲンの閣僚会合で最終決定する必要があるが、文書を整理できる可能性は残っていると指摘した。同副議長は、コペンハーゲン会議ではまず少人数の草案作成グループを設置する計画だと強調した。**CDMに原子力活動**を含めるかどうかに関

し、同副議長は、コンタクトグループでこの問題が解決できる可能性は低いとし、コペンハーゲンで議論する必要があると述べた。**国家適切緩和行動 (NAMAs) に基づくクレジットの発行**に関し、副議長のDovlandは、AWG-LCAで更に審議を重ねた上で、この問題を検討することを提案した。

その後、締約国は、CDMの下での標準化されたマルチプロジェクト・ベースラインの開発、およびCDMプロジェクト活動の地域分布とアクセスの改善に焦点を当てた。文書をパラグラフごとに議論し、別な妥協的表現を提案して括弧書きの削除を図った。11月6日、AWG-KP閉会プレナリーで、副議長のDovlandは、FCCC/KP/AWG/2009/10/Add.3/Rev.2の16-22項について議論しただけで「あまり進展はなかった」と報告した。同副議長は、コペンハーゲン会議ではAWG-KP作業計画のその他の問題の議論に多くの会議時間を割く必要があると強調した。

交渉状況：改定文書を含めた新しいノンペーパーが作成された、AWG-KPのAshe議長がコペンハーゲンのAWG-KP 10での議事進行のため改定文書を作成する際には、このノンペーパーを考慮する。

LULUCF：LULUCFに関するスピノフグループは、水曜日から金曜日、非公式に会合した。最初の会合で、共同進行役はCOP/MOP決定書草案、LULUCFの定義、方法、規則、指針のオプションに関する附属書、そして付録を含めたノンペーパー No. Xを提出した。締約国は、このノンペーパーは議論の土台として有用だが、これに基づいて交渉するわけにはいかないと強調した。また共同進行役は、締約国が自主的に記入するための表を提出し、比較対象レベルの影響に関する理解を深めて、議事の進行を図った。

先進締約国は、算定方式がLULUCFの数値に与える影響について、プレゼンテーションを発表した。締約国は、土地ベース算定方式に関するオプションBについて議論し、多数の締約国が、土地ベース算定方式は将来検討可能だが、現在その方式について交渉するなら、「数値」決定プロセスが遅れると述べた。また締約国は、自然の攪乱および年間変動のオプションも検討し、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) との合意への言及、放牧地管理、セクターとその活動、伐採材木製品、データの表の表現方法についても議論した。方法論問題のバスケットに関する議論と調整する必要があるかどうかも議論した。このほか、「非持続性」問題も検討した。一部の締約国は議論の進展に焦点を当てる一方で、文書に盛り込むべきオプションについて、多数の決定を行う必要があるとして、懸念を表明した。

交渉状況：ノンペーパーNo. Xを引き続き議論の土台として用い、AWG-KP議長のAsheが、コペンハーゲンのAWG-KP 10での議論推進のため文書改定版を作成する際には、このノンペーパーも考慮する。

方法論問題のバスケット：この問題 (FCCC/KP/AWG/2009/10/Add.3/Rev.2の附属書 III) には3つの主要なテーマがある：排出源からの排出量および吸収源での除去量のCO₂換算値を計算する共通算定方式；国家温室効果ガスインベントリの2006年版IPCCガイドライン；議定書附属書Aに新しい温室効果ガスを含めるかど

うか。

この議題は、全ての「その他の問題」に関する2回のコンタクトグループ会合で短時間議論された。第1回の会合で、副議長のDovlandは、作業状況の概略を説明した。**新しい温室効果ガス (GHGs)** に関し、同副議長は、3つのオプションが提示されていると指摘し、このほか議定書改定案も出されているが、バルセロナではこれらについて検討しないと述べた。

IPCC2006年版ガイドラインに関し、同副議長は、バンコクでは「良い議論」ができたと言及したが、このテーマの議論をコペンハーゲンに持ち越すよう提案した。

共通の算定方式に関し、締約国は、ニュージーランドが進行役を務める草案作成グループの設置で合意し、文書記載のオプションについて議論した。

金曜日、最後のコンタクトグループ会合で、締約国は、共通の算定方式に関する新しいノンペーパーについて議論した。

副議長のDovlandは、11月6日、AWG-KP閉会プレナリーで、共通の算定方式で進展があったと報告し、4つのオプションを一つの文書にまとめ、一部はカギカッコでくくったと報告した。同副議長は、文書を最終決定するには温室効果ガスのバスケットで合意する必要があると説明した。

交渉状況： AWG-KP議長のAsheがコペンハーゲンのAWG-KP 10での議論推進のため文書改定版を作成する際には、共通算定方式に関するノンペーパーを考慮に入れる。締約国は、IPCC 2006年版ガイドラインおよび新しい温室効果ガスに関する議論を継続する。

潜在的な影響 (結果)： この問題 (FCCC/KP/AWG/2009/12/Rev.1) は、スピルオーバー効果など、潜在的に可能性がある環境面、経済面、社会面の影響 (結果)、ならびに附属書1締約国が利用できるツール、政策、措置、方法論に関する情報を議論するもので、11月4-6日のコンタクトグループ会合および非公式協議で検討された。情報交換の場を設置するかどうか、潜在的な影響(結果)を扱うツール、途上国におけるネガティブな影響(結果)などに焦点が当てられた。

水曜日のコンタクトグループ会合で、締約国は、文書FCCC/KP/AWG/2009/12/Rev.1のパラグラフごとの検討を開始し、文書のさらなるスリム化とオプションの取りまとめを図った。締約国は、保留されたパラグラフを検討し、パラグラフごとの作業を進め、オプションを削除または統合した。

潜在的影響(結果)の評価における課題を取り上げた第7パラグラフについて、EUは、「附属書1締約国が利用できるツール、政策、措置、方法論の影響(結果)の評価 (the assessment of consequences of tools, policies, measures and methodologies available to Annex I parties)」という表現を、「締約国のとった緩和行動の潜在的影響(結果)の評価 (the assessment of consequences of mitigation actions taken by Parties)」に変更するよう提案したが、南ア

フリカはG-77/中国の立場でこれに反対した。両方のオプションが文書に残される。

パラグラフ14の政策措置の影響および影響（結果）を連絡する経路（チャンネル）の必要性に関し、ニュージーランドは、国別報告書がそのような報告を行うのに適した経路だと指摘し、EUもこれを支持したがG-77/中国は反対した。同代表は、「経路の必要性（the need for a channel）」という表現を「経路の存在（the existence of a channel）」に変更するよう提案した。G-77/中国は、パラグラフの14を2つに分けることを提案し、政策措置の影響および影響（結果）を報告する場を常設するとの文章を提案した。EUは、このパラグラフの分割に反対し、一つのパラグラフの中に、情報と、締約国がその情報で何をするかの両方を扱いたいと強調した。締約国は、将来の議論に備え2つのオプションを作成した。

途上国による潜在的な影響(結果)の評価および取り扱いを支援するツールを取り上げたパラグラフ15では、2つのオプションが記載されているが、ニュージーランドは、このパラグラフ記載のツールは利用可能なツールの中から不規則に選び出したように見えると指摘し、G-77/中国もこれを支持した。EUは、利用可能なツールの範囲を拡大する必要があると指摘し、この点を説明する表現を提案し、その提案された表現は最初のオプションの中に組み込まれた。G-77/中国は、このパラグラフに関する新しい文章を提案すると述べた。協力に関する第2のオプションは削除された。

サウジアラビアは、途上国におけるネガティブな影響（結果）を記載するため追加作業を検討するというパラグラフをこのセクションに入れるよう求めた。EUは、これを支持し、この解決法は他のパラグラフの表現を整理する際にも利用できる可能性があるとして指摘した。議長は、提案された変更を改定文書に反映させると述べた。

交渉状況: AWG-KP議長Asheは、コペンハーゲンでのAWG-KP 10の議事進行を図るため改定文書を作成し、その際には改定された文章も考慮する。

閉会プレナリー: AWG-KP閉会プレナリーが2009年11月6日金曜日の午後で開催された。議長のAsheは、コペンハーゲン会合用の文書改定を行う際には、バルセロナ会合で作成されたノンペーパーについても考察すると説明した。

同議長は、作業構成に関する非公式協議の結果も報告した。同議長は、コペンハーゲンでのAWG-KP 10を「極めて重要な（critical）」会議とし、実質的な議論を締めくくることができるような議題にする必要があると述べた。同議長は、全てのAWG-KPコンタクトグループをコペンハーゲンでも継続し、バルセロナと同じ時間配分にすべきだと説明した。議長のAsheは、「パッケージ」の作業をするため第1週の間の一つのコンタクトグループに移行し、結果を12月16日水曜日のCOP/MOPプレナリーに報告する必要があると指摘した。同議長は、コペンハーゲンでは文書が重要な役割を果たすと指摘し、COP/MOPへ文書を送る方法を検討する必

要があると指摘した。

締約国はその後、閉会ステートメントを発表した。スーダンがG-77/中国の立場で発言し、議定書の下で第2約束期間を設置するよう求め、先進国は「議定書を殺す」あるいは新しい条約に代えようとしているとしてこれに反対した。同代表は、このような試みは、衡平性および共通だが差異ある責任の原則を損ない、気候変動への対応、さらにはその破壊的な影響への対応を危険にさらすものだと強調した。G-77/中国は、バルセロナでは附属書I締約国の集約目標および個別目標に関する進展がなかったと嘆き、このような傾向が続くなら、コペンハーゲンでの合意は不可能になり、バリでの合意も損なわれ、「信義なしに交渉する」ことになると強調した。同代表は、「コペンハーゲンでの気候変動に関する歴史的かつ大きな成果」を求め、正当かつ衡平な成果のため、強化した議定書をベースにするよう求めた。

EUは、「議定書とその施行を強力に支持する」と強調し、2020年までに1990年比で20%排出量を削減するというEUの目標実施に向け、既に法律を整備したと強調した。同代表は、この目標を30%削減という野心的なレベルにまで高める意思があると表明し、気温の上昇を2℃以下に抑えるため、全ての国を対象とする、地球規模の野心的、総合的な合意を求めた。同代表は、コペンハーゲンにおいて国際的に法的拘束力を持つ条約について合意するのは難しい可能性があるとして述べる一方、そのような合意がなされないなら、「コペンハーゲンでの作業は終わらない」と指摘した。同代表は、コペンハーゲンでの議論のペースを上げる用意があるとも指摘した。EUは、約束を引き上げられる附属書I締約国に対し、野心レベルを全体として30%削減達成にまで引き上げるよう求め、世界の排出量は遅くとも2020年までにピークに達するようにすべきだとし、途上国は、ビジネスアズユージュアル・シナリオでの排出量の伸びを15-30%削減するため、相応の行動をとるべきだと述べた。

アルジェリアはアフリカン・グループの立場で発言し、アピールしたにも関わらずAWG-KPは附属書Iの排出削減に関する議論を終わらせず、附属書I締約国の約束と科学（の要求するレベル）とでは大きなギャップが残されていると嘆いた。同代表は、2020年までに少なくとも40%排出量を削減し、LULUCFやオフセットの利用は厳格に制限するよう求め、AWG-KPは議定書締約国の目標を議論する唯一の場だと強調した。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、2013年以降に関する強力な合意達成に向けた誓約を強調し、条約の締約国全てを対象とする批准可能な合意を希望すると指摘した。同代表は、規則や方法を明確にするため作業を続ける必要があると指摘した。

グレナダはAOSISの立場で発言し、法的拘束力のある成果にするとの義務を果たす必要があると強調した。同代表はAOSISとしてはGHG濃度をCO₂換算350ppm以下で安定化し、気温上昇を1.5℃以下に抑えることが世界的な野心レベルとして最低限のものだと強調した。レソトは後進開発途上国（LDCs）の立場で発言し、今

回の会合は「バリ・ロードマップのマンデートを達成できなかった」とし、先進締約国に対し、交渉プロセスを忠実に遂行するよう求めた。同代表は、UNFCCCおよび京都議定書の構造に則った作業を継続するよう求めた。

ザンビアは、先進国が進んで指導力を発揮し、野心的な削減を行うよう求めた。中国は、適切な排出削減約束がなされなかったことに懸念を表明し、議定書に代わるまたは議定書の上位にたつ合意という提案にも懸念を表明した。

スイスは、柔軟性メカニズム、基準年、約束期間の長さについて合意する必要があると強調した。ベニン、多くの問題が障壁にされていることに懸念を表明した。サウジアラビアは、AWG-KPの下での会合中断がコペンハーゲンでも繰り返される恐れがあると述べた。ソロモン諸島は、時間がなくなってきたと強調し、小島嶼後発途上国（SIDS）およびLDCsにおける気候変動の影響に関心を向けるよう求めた。ガンビアは、先進国が野心レベルを高める必要があると強調し、LULUCF算定方法オプションの影響を指摘した。トルコは、議定書の附属書Bには記載されていないが、次の約束期間では、附属書Iとしての地位を保持すると説明した。

バングラデシュは、全ての締約国に対し、議定書の効果を高めるためあらゆる努力をするよう求めた。日本は、京都議定書で設定された目標が達成されるまで、議定書を全面的に尊重すると発言した。同代表は、現在の議定書は世界の排出量の30%を占めるに過ぎないと指摘し、2013年以降の枠組みは衡平で国際的なものにする必要があると指摘し、議定書の「全面的な」改定または新しい議定書の採択する形で、先進国、途上国を問わず多数の国がこの枠組みに参加することを求めた。同代表は、新しい法的枠組みは、単独の文書であるべきで、全ての主要経済国が共通だが差異ある責任の原則に基づき参加するものでなければならないと述べた。

カタールは、バルセロナ会合の成果に対する失望感を表明し、希望していた結果が得られなかったと指摘した。リベリアは、気候変動の深刻さを指摘し、全ての締約国に対し、人類と惑星の利益のため協力するよう求めた。カーポヴェルデは、災厄を避けるため、速やかにかつ正しく行動するよう提案した。

議長のアシェは、市民社会の代表によるステートメント発表の時間が不足していたと指摘し、これら代表のステートメントをUNFCCC事務局のホームページに掲載すると発表した。その後、締約国は会合の報告書（FCCC/KP/AWG/2009/L.13）を採択した。

会議終了時に議長のアシェは、コペンハーゲンまでには「極めて短い」時間しか残されていないと強調し、バルセロナ会合での進展は「望まれるほどではなかった」と述べた。同議長は、締約国に対し、コペンハーゲンまでに残された時間を全て活用して、保留されている問題の議論を求め、特に附属書I締約国の排出削減を野心的なレベルにまで高めることが何よりも重要であると述べた。議長のアシェは、会合の中で、このこと

必要性が「劇的なまでに実証」されたが、このことだけが議論されるべき「唯一の問題では決してない」と述べた。同議長は、成果が上げられると確信しているとし、コペンハーゲンでは焦点を絞って議論するよう求め、午後5時20分、この会合の閉会を宣言した。

長期的協力行動に関するアドホック・ワーキンググループ

AWG-LCAの第7回再開会合では、Michael Zammit Cutajar (マルタ) が議長を、Luiz Figueiredo Machado (ブラジル) が副議長を、Lilian Portillo (パラグアイ) が報告官を務めた。

11月2日月曜日、AWG-LCAは、開会プレナリーを短時間開催した。議長のZammit Cutajarは、シナリオノート (FCCC/AWGLCA/2009/13) を提出した。同議長は、バルセロナでのAWG-LCA会合の成果が一つの文書にまとめられ、コペンハーゲンまでに翻訳されることを希望すると述べた。同議長は、成果文書の法的形式および記録に関し非公式協議を続ける計画だと説明し、AWG-LCAの作業を終了させるべき12月の期限が近づくにつれ、疑問点の議論を急ぐ必要があると強調した。

その後各諸国グループが開会ステートメントを発表した。スーダンがG-77/中国の立場で発言し、コペンハーゲンでの衡平な成果を求めた。同代表は、条約および議定書の弱体化に反対し、気候変動問題はそれに最も寄与することが薄い人口の生活に影響を与えており、しかもそういう人口こそ気候変動の悪影響で最も被害を受けることを強調した。また同代表は、新しい、追加的で適切、予測可能な資金源の必要性を強調し、技術の発展と移転、さらにキャパシティビルディングの必要性も強調した。G-77/中国は、コペンハーゲン会合ではCOPの権限の下、途上国による具体的な適応行動の全費用を満たせる資金メカニズムの運用開始に向け合意を達成するべきだと述べた。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、主要な運用要素に焦点を当てる必要があると強調し、危険な気候変動を回避するための強力な世界的合意に向けた約束を強調した。同代表は、カザフスタンが2020年までに15%、2050年までに25%排出量を削減するとの新しい目標をたてたことを明らかにし、計測、報告、検証 (MRV) の重要性を強調した。同代表は、各国国内の貢献分を国際的に捕捉する方法について議論するだけの時間がないとし、脆弱な諸国の適応を助ける必要性を強調し、資金供与の実施的な増額を求め、公共部門による資金供与は民間部門のそれよりも「はるかに多額」の資金供与の橋渡しをすると述べた。

スウェーデンはEUの立場で発言し、京都議定書の基本要素を取り入れた拘束力のある合意を求めた。同代表は、2050年までに1990年非で80-95%排出量を削減するというEUの目標を強調した。また同代表は、航空輸送および海上輸送部門を含める必要性を強調し、航空輸送部門の排出量を2020年までに2005年比で10%削減し、海上輸送部門の排出量を20%削減するよう求めた。同代表は、緩和および適応コストは正味の合計で2020年までに年間1千億ユーロに達する可能性があるとして述べ、公共部門からは国際的に220から500億ユーロの援助

金が求められると述べた。

スイスは環境十全性グループの立場で発言し、コペンハーゲンでの強力な同意成果を求めるとともに、コペンハーゲンで新たなロードマップを始めることは受け入れられないと強調し、バンコク会合で作成されたノンペーパーはバルセロナでの実質的な進展に向け、優れた基礎を提供するものだと述べた。

グレナダはAOSISの立場で発言し、コペンハーゲン会合への期待感を下げようとする組織的な動きに懸念を表明し、バリで合意されたマンデートによるとAWG-LCAは2009年に作業を終わらせる必要があることを想起した。同代表は、締約国はCOP15で採択されるべき法的拘束力のある合意で科学にも対応したのができるとの確かな手ごたえをもってバルセロナを後にすべきだと述べた。

議長はZammit Cutajarは、コペンハーゲン会合は政治的モーメンタムをつかみとる場であるべきと強調し、AWG-LCAがコペンハーゲンでのCOP15の成果に役割を果たすことを求めた。

長期的協力行動：この議題項目はBAPの主要要素を対象とする、具体的には：共有ビジョン for 長期的協力行動のための共有のビジョン、緩和、適応、資金、技術、キャパシティビルディングである。まず11月2日のAWG-LCAプレナリーで議論され、議長はZammit Cutajarは、バンコク会合で設置された6つのコンタクトグループが引き続き作業を行うと説明した、この6つのコンタクトグループは次のとおり；

- 適応、共同議長はWilliam Kojo Agyemang-Bonsu（ガーナ）とThomas Kolly（スイス）
- 技術、共同議長はKishan Kumarsingh（トリニダード・トバゴ）とKunihiko Shimada（日本）
- キャパシティビルディング、共同議長はLilian Portillo（パラグアイ）とGeorg Børsting（ノルウェー）
- 資金、議長はFarrukh Khan（パキスタン）とJukka Uosukainen（フィンランド）
- 緩和、議長はZammit Cutajar議長
- 共有のビジョン、議長はZammit Cutajar議長、進行役としてSande de Wet（南アフリカ）が補佐する。

全てのグループがコンタクトグループ開会会合と閉会会合を開催した。この週の残りの時間では非公開の非公式協議が行われた。

AWG-LCAでの作業の焦点は、改定された交渉文書（FCCC/AWGLCA/2009/INF.1）に関する追加協議であり、コペンハーゲンに向け主な問題点を洗い出し、明確なオプションを特定することであった。この点、AWG-LCAは、バンコクでのAWG-LCA 7の第1部で作成されたノンペーパー（FCCC/AWGLCA/2009/INF.2）が有用であり、新しい制度アレンジの提案に関する最新のリストと、各締約国が提出した排出削減量の長期的世界目標ならびにこれに関係する中期目標の数値をまとめた「数値」ペーパーで構成された、ノンペーパーの参照資料も有用であった。

11月6日の閉会プレナリーで、議長はZammit Cutajarは、バルセロナでの作業性かをノンペーパーに取りま

とえると説明した。同議長は、このノンペーパーは合意された文章を示すものではなく、全ての項目が「同じ程度に推敲され受諾された」ものでもないと強調した。バルセロナ会合で作成されたノンペーパーは、右記URLに掲載される。:

http://unfccc.int/meetings/ad_hoc_working_groups/lca/items/5012.php

閉会プレナリーでAWG-LCAはこの議題項目に関する簡単な結論書を採択した、これには、会合報告書(FCCC/AWGLCA/2009/L.4)の附属書としてノンペーパーをコペンハーゲンに送ることが含まれた。

AWG-LCA結論書:この結論書(FCCC/AWGLCA/2009/L.5)において、AWG-LCAは、事務局に対し、AWG-LCA 7で作成された最新のノンペーパーの文章を取りまとめ、附属書として会合報告書に添付し、AWG-LCA 8での議事進行を図るよう求めた。AWG-LCAは、文書FCCC/AWGLCA/2009/INF.1およびFCCC/AWGLCA/2009/INF.2に含まれるものも含め、全ての文書ならびに締約国提出文書はAWG-LCAにそのまま残されるとの理解であると繰り返した。

またAWG-LCAは、AWG-LCA 8でも長期的協力行動に関する議題項目の下、BAPの全要素に関する作業を一貫性がありバランスの取れた形で終了させるべく、一つのコンタクトグループで議論することでも合意した。

バルセロナ会合における、BAP主要要素に関するAWG-LCAコンタクトグループの議論内容を、緩和に関するサブグループのものも含め、下記に取りまとめる。

共有のビジョン:長期的協力行動のための共有のビジョンについては、11月2-6日のコンタクトグループ会合ならびに非公式協議で検討された。

このグループは、バンコクでのAWG-LCA 7第1部で作成されたノンペーパーNo. 33の議論から入った。締約国は、このノンペーパーのセクションごとの議論をし、共有のビジョンの特性、長期的、世界的な排出削減目標、共有のビジョンのレビューに焦点を当てた。それぞれ、共有のビジョンの特性ならびに長期的、世界的な排出削減目標に関するセクションを改定したノンペーパーNo. 37およびNo. 38が、この週のうちに発表された。

この会合の会期中、文章から主なオプションが削除されることはなく、締約国は主にそれぞれの立場を繰り返した。米国は、共有のビジョンに関する文章はBAPのビルディングブロックに則った簡潔で確固たるものであるべきだとし、排出削減量の長期的世界的な目標を含めるものべきと述べた。EUは、長期的世界的な目標が共有ビジョンの根幹であるとし、2°Cの目標、排出量のピークアウト、科学の発展に伴い長期目標を再評価することなどを強調した。またEUは、先進国は、全体として、2020年までに1990年比で30%排出量を削減し、2050年までに80-95%削減するというEU提案の総量目標を盛り込む必要があると指摘した。

ロシア連邦は、全ての諸国の「連帯意識」が重要だと強調した。日本は、3つの基本要素を提起した：全ての国が行動することの必要性；低炭素社会実現の必要性、革新技術の重要性。アイスランドは、性別要素の検討を反映させる必要があると強調し、ボリビアは、先住民に焦点を当てた。オーストラリアは、気候変動に関して野心的な行動をとることによる、経済面、社会面、環境面での機会に注目するよう提案した。

中国、インド、サウジアラビア、南アフリカ、バングラデシュ、その他は、共有のビジョンは包括的なものとし、条約の実施を目指し、BAPの全てのビルディングブロックや条約の原則を網羅すべきだと強調した。中国は、確固とした基礎を持ち、共通だが差異ある責任、先進国の歴史的な責任、発展の権利という原則に則るよう求めた。AOSISは、LDCsおよびSIDSの影響と緊急性をベンチマークとして注目した。コロンビアは、他の脆弱な諸国も反映させるよう求めた。

スーダン、資金や技術、適応に関するその他の目標と具体的な数値が合意されて始めて、温度目標を検討することができることを強調した。サウジアラビアは、気温上昇や安定化で合意する前に、一連の目標について合意するよう求め、技術および資金面の目標に焦点を当て、先進国が短中期にどれだけの資金を提供するか明確にする必要があると強調し、ボリビアもこれを支持した。

金曜日の最後のコンタクトグループ会合で、進行役のde Wetは、ノンペーパーNo. 43を提出し、共有のビジョンに関する議論は、他の一部のAWG-LCAグループでの議論ほど進んでいないことを強調した。

G-77/中国、その他は、共有のビジョンに関する全てのノンペーパーを「一つのファイル」と考え、これを翻訳してコペンハーゲンに送る必要があると強調した。同代表はAOSISの支持を受け、コペンハーゲンでは共有のビジョンについて議論するため、適切な時間枠を配分する必要があると強調した。

オーストラリアは、コペンハーゲンでは明確な文章が必要であると強調し、コペンハーゲンに送られる共有のビジョンに関する5つのノンペーパーは、混同しやすく、議論の進展を妨げると述べた。EUは、新しい文章をコペンハーゲンでの交渉の土台として受け入れるよう求め、米国は、共有のビジョンに関する文章を簡潔にし、スリム化する必要があると強調した。

締約国は、バルセロナで作成された全てのノンペーパーを一つの新しいノンペーパーにまとめ、コペンハーゲンに送ることで合意した。

交渉状況：ノンペーパーNo. 52が11月6日に発表された、このペーパーにはノンペーパーNo.33、43、37、38の内容が盛り込まれ、このノンペーパーが会合報告書（FCCC/AWGLCA/2009/L.4）の附属書の一つとしてAWG-LCA 8に送られる。

適応：適応については2回のコンタクトグループ会合および数回の非公式協議で議論された。締約国は、バンコクでのAWG-LCA 7第1部の後に作成されたノンペーパーNo. 31に基づき議論した。11月5日、追加のノ

ンペーパーNo. 41が発表された。

セクションごとの議論が行われ、定義と範囲、適応行動の実施、実施方法、リスク管理とリスク軽減、制度アレンジ、MRVに焦点が当てられた。議論の結果、参加者は、ノンペーパーNo. 41に記載された適応活動のタイプと支援、制度アレンジ、損失および被害に対応するメカニズム、その他の問題に関する文章の一部をスリム化し、明確化した。しかしG-77/中国やLDCs、アフリカン・グループなど多くの国が、このノンペーパーには自分たちの意見を全て反映していないとして、これを交渉の土台に用いることはできないと強調した。G-77/中国は、ノンペーパーNo. 41には特に途上国の適応支援に関する先進国の約束が反映されておらず、先進国における適応と途上国における適応とも十分明確に区別されていないと強調した。更なる協議の後、締約国は両方のノンペーパーを次回会合に送ると決定した。

交渉状況: ノンペーパーNo. 53にはノンペーパーNo. 31および41の内容が含まれており、これがこの会合報告書 (FCCC/AWGLCA/2009/L.4) の附属書の一つとしてAWG-LCA 8に送られた。

緩和: 緩和に関し、BAPには次の小項目が含まれる:

- 1(b)(i)、先進国による緩和
- 1(b)(ii)、途上国による緩和
- 1(b)(iii)、途上国における森林減少および森林の劣化から生じる排出量の削減、保全、森林の持続可能な管理、森林の炭素貯留量の増加 (REDDプラス)
- 1(b)(iv)、セクター別アプローチ
- 1(b)(v)、緩和行動の費用効果を高める多様な手法、これには市場も含める
- 1(b)(vi)、対応措置の影響

緩和に関するコンタクトグループの議長は、Zammit Cutajar議長が務めた。11月2日、このグループの第1回会合で、締約国は、バンコクで設置されたBAPの緩和に関するサブパラグラフを議論する6つのサブグループが引き続き非公式協議の形で作業を継続することで合意した。**緩和全体に関わるコンタクトグループ**は会合期間の1週間を通してコンタクトグループならびに非公式の場で会議を開催した。11月2日のコンタクトグループ開会会合で、議長のZammit Cutajarは、バンコクでのAWG-LCA 7第1部の結果として作成されたノンペーパーNo. 28に記載する、緩和行動のための共通枠組みに関する提案に注意を振り向けてほしいと説明した。

この1週間の議論ではあまり多くの進展がなかった。オーストラリア、米国、日本は、全ての締約国のための共通の緩和枠組みに関するそれぞれの提案について追加説明を行ったが、途上国はこれらについて議論することに反対した。

ブラジルはG-77/中国の立場で発言し、共通の緩和枠組みに関する提案と条約ならびにBAPとの適合性に懸

念を表明し、南アフリカ、中国、サウジアラビアもこれを支持した。またこれら代表は、条約の特定の条項のみ抜き出して検討していることにも懸念を表明した。インドは、共通の緩和枠組みに関する提案の削除を示唆し、G-77/中国と共に、これらの提案は他の分野での進展を困難にすると指摘した。

米国は、条約ならびにBAPに関する自国の解釈はG-77/中国のそれとは異なっているが、正当なものだと強調した。同代表は、共通の緩和枠組みに関する米国の提案の基となっている考えは、どういった行動ととっているか各国からの情報の伝達を推進することだと説明した。同代表は、より詳細な情報があればより多くの計画が策定され、その確実性も増すことになると指摘し、情報交換は2つの側面で強化できるとし、その一つは情報交換の頻度に関するもの、もう一つはどういったタイプの情報を報告するかに関係すると述べた。

オーストラリアは、「一つのスケジュールアプローチ」を希望すると指摘し、この手法であれば先進国は経済全体での排出削減目標をたてられ、途上国は柔軟性を持つことができ、緩和行動が可能になるだけでなく支援も受けられると指摘した。同代表は、MRVに関し、国別報告書および温室効果ガスインベントリに基づきレビューすることが可能であり、締約国が全面的に参加し、オープンで、推奨事項が提示され、非遵守の場合でも何ら責任はないと説明した。日本は、MRVスキームを全ての締約国に適用するべきであり、確実に透明性のあるものにする一方で、国別報告書およびインベントリに則ったものにすべきだと強調した。

ブラジルは、BAPではなく、実施に関する補助機関(SBI)の下なら、報告問題を議論する余地があると述べた。

AWG-LCA議長のZammit Cutajarは、11月5日、議事を進行させようと非公式ペーパーを提出した。このペーパーでは、緩和、BAPのサブパラグラフ1(b)(i)および1(b)(ii)のクロスカッティングイシュー、一般的な緩和問題、および排出量または行動に関する情報の提供に関係する条約の原則との主な相互依存性を議論する。締約国は、緩和とサブパラグラフとの主な相互依存性について短時間議論し、途上国は、BAPの他のパラグラフとの関連性ならびに議定書の作業との重複を指摘した。非公式ペーパーの残りの部分については、詳しい議論はなされなかった。

11月6日の最後のコンタクトグループ会合で、議長のZammit Cutajarは、進展がなかったこと、「締約国がそれぞれ異なる方向を指向した」ことから、進展が難しかったことを指摘した。

交渉状況：ノンペーパーNo. 28は改定されないまま残され、本会合報告書(FCCC/AWGLCA/2009/L.4)の附属書の一つとしてAWG-LCA 8に送られる。

BAPサブパラグラフ1(b)(i)：先進国による緩和に関するサブグループでは、Adrian Macey(ニュージーランド)が進行役を務めた、この1週間を通して、コンタクトグループ会合および非公式協議が開催された。締約国は、バンコクでのAWG-LCA 7第1部で作成されたノンペーパーNo. 25に基づき議論した。

ノンペーパーNo. 25ではセクションごとに議論が行われ、先進国全体の削減目標の定義、個別の削減目標の特性、努力の比較可能性、京都議定書との関係とMRVに焦点が当てられた。途上国は、京都議定書の締約国でない先進国に議論の焦点を当てるべきだと強調し、国際レベルでの努力の比較可能性を確保するべきだと強調した。また、議定書のものと同様の強力な遵守システムならびに明確な緩和約束が必要だと強調した。米国は、国内レベルで遵守を確保できると提案した。

先進国数カ国は、MRVについては緩和全体を議論するコンタクトグループで取り上げるべきだと述べたが、G-77/中国は、BAPのサブパラグラフ1(b)(i)に記載する先進国による緩和についてのMRVと、1(b)(ii)に記載する途上国による緩和についてのMRVとでは明らかに性質が異なると強調した。EUとオーストラリアは、LULUCFについて議論することの重要性を強調した。

議論の結果、11月6日にノンペーパーNo. 50が発表された。この新しいノンペーパーには、主要なオプションが全て残されたが、いずれもスリム化され、文章自体も短縮された。

交渉状況：締約国は、ノンペーパーNo. 50を会合報告書（FCCC/AWGLCA/2009/L.4）の附属書として添付し、AWG-LCA 8に送ることで合意した。

BAP サブパラグラフ1(b)(ii)：途上国による緩和に関するサブグループの進行役は、Margaret Mukahanana-Sangarwe（ジンバブエ）が務め、この1週間を通して非公式協議を開催した。

締約国は、バンコクでのAWG-LCA 7第1部の後、作成されたノンペーパーNo. 26に基づき議論した。この週のうちにノンペーパーNo. 45が発表され、会議の成果はノンペーパーNo. 51にまとめられた。

ノンペーパーNo. 26についてはセクションごとの議論が行われ、締約国は、NAMAsの定義と範囲、支援と可能にする活動、NAMA登録簿、MRVなどの問題を議論した。最終文書においても主要なオプションは残されたが、いずれも短縮され、合理化された。

NAMAsの原則、目的、特性に関する導入部分で、先進国は、緩和全体を議論するコンタクトグループでこの問題を検討するよう提案した。G-77/中国はこれに反対し、このセクションは、ノンペーパーNo. 51の中に残された。

NAMAsの範囲に関しては、支援を受けたNAMAsのみを対象とするべきか、それとも途上国のユニラテラルな緩和行動や、炭素市場の資金を受けた緩和行動も含めるべきかが議論の中心となった。G-77/中国は、NAMAsは各国が主体的に行い、自主的で、技術援助、資金援助、キャパシティビルディング支援を受けるものであるべきだと強調した。またG-77/中国は、NAMAsは BAPサブパラグラフ1(b)(i)に記載する先進国による緩和約束とは明確に異なる性質を持つものだと強調した。

低炭素開発戦略ならびに計画の役割についても議論し、EU、その他は、その重要性を強調し、G-77/中国

は、これがNAMAsへの支援または承認の前提条件となるべきではないと発言した。また数カ国がNAMAsの定量化を支持した。

また締約国は、NAMA登録簿の役割と機能についても議論し、文書には4つのオプションが残された。すなわち：NAMAsを登録し、実施を推進するメカニズム、ユニラテラルなNAMAsのライフサイクル、調整メカニズムと各国のスケジュール。

交渉の状況：締約国は、ノンペーパーNo. 51を会合報告書 (FCCC/AWGLCA/2009/L.4) の附属書としてAWG-LCA 8に送ることで合意した。

BAPサブパラグラフ1(b)(iii)： REDDプラスに関するサブグループでは、Tony La Viña (フィリピン) が進行役を務めた。

このグループは1週間を通して非公式協議を開催した。締約国は、バンコクでのAWG-LCA 7第1部で作成されたノンペーパーNo. 18の検討から議論を開始した。このグループは最初に、段階的アプローチ、実施手法、MRVに関するそれぞれの意見交換を行い、ノンペーパーNo. 39を作成した。このノンペーパーには、実施手法、セーフガード、MRVに関する改定文書が盛り込まれた。

締約国は、次の問題の議論を続けた：資金、先住民のセーフガード、自然林の保全に関するセーフガード、REDDプラスがNAMAかどうか。多数の締約国が、この文書はコペンハーゲンでの交渉の土台として使えると述べた。

交渉状況：締約国は、ノンペーパーNo. 39を会議報告書 (FCCC/AWGLCA/2009/L.4) の附属書としてAWG-LCA 8に送ることで合意した。

BAPサブパラグラフ1(b)(iv)：協力的なセクター別アプローチおよびセクター別行動に関するサブグループでは、Magdalena Preve (ウルグアイ) が進行役を務め、この1週間、非公式協議を開催した。締約国はバンコクでのAWG-LCA 7 第1部の結果として作成されたノンペーパーNo. 17の議論からはじめた。

一部の締約国は、バンカー燃料もAWG-KPで議論すべきだと提案した。また国際海事機関 (IMO) および国際民間航空機関 (ICAO) の役割についても議論し、一部の締約国は、IMOまたはICAOがその部門の排出量を扱うべきだと強調したが、他の多数のものはUNFCCCの下での行動を求めた。

農業について、一部の途上国締約国は、世界基準の設定に対して警告し、食料安全保障についても文書の中で議論する必要があると強調した。農業とバンカー燃料の両方の問題について、一部の締約国は、貿易に影響を与える可能性があるとして懸念を表明した。

11月5日、締約国はセクター別アプローチに関する新しい文章を検討した、この文章には導入部分が含まれ、農業およびバンカー燃料に関するセクションがそれに続く。導入部分の文章は次の点を論じている：協力的

セクター別アプローチでは一般に何をすべきか；全ての締約国に対して何をすべきか；何をすべきでないか；途上国締約国のために何をすべきか、先進締約国のために何をすべきか。バンカー燃料に関する文章には、全体を概括するパラグラフの下に6つのオプションが記載された。バンカー燃料に関するセクション全体を削除するとの別なオプションも示された。

バンカー燃料の議論では、一部の締約国が概括するパラグラフの保持を希望した。他のものは現在の概括パラグラフを文章の終わりに写すよう提案し、別なグループは冒頭に概括パラグラフをおく必要があるかどうか疑問を呈した。

農業に関する文章では、科学的・技術的助言に関する補助機関（SBSTA）の下、農業部門の作業計画を設定するよう提案する。この文章がノンペーパーNo.49となった。

交渉状況：締約国は、ノンペーパーNo. 49を会議報告書（FCCC/AWGLCA/2009/L.4）の附属書としてAWG-LCA 8に送ることで合意した。

BAPサブパラグラフ1(b)(v)：緩和行動の費用効果を高め、行動自体を推進する多様な手法を議論するサブグループは、Socorro Flores（メキシコ）が進行役を務め、3回の非公式会合を開催した。

締約国は、バンコクのAWG-LCA 7第1部の結果として作成されたノンペーパー No. 30に基づき議論をし、特に非市場ベースおよび市場ベースの手法に焦点を当てた。

非市場ベース手法に関し、一部締約国は、ノンペーパー記載の黒色炭素およびバイオ隔離の取り扱い案に疑問を呈し、これらの問題は科学的に不確実であると指摘した。一部の締約国は、オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書でのハイドロフルオロカーボン規制措置採用を求める提案に懸念を表明した。締約国は、特に次の2つの疑問点にどう答えるか議論した：非市場ベース手法の提案を他のAWG-LCAでの議論および文書とどう関係づけるか；コペンハーゲンでの合意では、新しい非市場ベース手法にどのような基本特性を盛り込むべきか。

市場ベース手法では、次の問題について議論した：市場ベース手法の下での民間部門の支援を公共部門の支援と、どう関係付けるべきか；NAMAsへの支援の中で、市場ベースメカニズムにより得られるクレジットで先進国がそれぞれの約束達成のため利用できるものについて、その割合に一定の限度を設けるべきか、それとも期待値を設定すべきか；新しい市場ベースメカニズムに盛り込まれるべき基本特性とは何か。締約国は、特に次の点について論じた：公共部門および民間部門の資金供与の重要性；緩和行動で市場が果たせる役割；環境の十全性と新しいメカニズム；市場手法と非市場ベース手法とのバランスをとる；議定書の柔軟性メカニズムと提案されている新しいメカニズムとの関係。

11月6日、バルセロナでの議論を記載した新しいノンペーパーNo. 42が発行された。

交渉状況：締約国は、ノンペーパーNo. 42を会合報告書（FCCC/AWGLCA/2009/L.4）の附属書としてAWG-LCA 8へ送ることで合意した。

BAPサブパラグラフI(b)(vi)：対応措置に関する緩和サブグループ会合で、進行役のRichard Muyungi（タンザニア）は、バンコクのAWG-LCA第1部で作成されたノンペーパーNo. 32に最も重要な問題が記載されていると指摘し、その一方で多数の括弧書きも含まれているとも指摘した。同進行役は、制度アレンジに議論の焦点を当てるよう提案した。

一部の締約国は、潜在的な影響に関する議論の基礎としてフォーラムを設置することに関心を表明した。他の締約国は、既存の制度でもそのようなニーズに対応可能だと指摘し、SBIの作業計画に注目した。一部の締約国は、文書を運用可能にする方法の議論で進展があったと指摘した。

その後、新しいノンペーパーNo. 44が作成された。このノンペーパーには可能な制度アレンジに関する附属書が付されたが、一部の国はこの附属書に懸念を表明した。またこのノンペーパーには、アフリカ諸国およびLDC経済国での損害に対する先進国の補償、および適応問題とこのサブグループとの関係について議論すべく、印がつけられた。

交渉状況：締約国は、ノンペーパー No. 44を会合報告書（FCCC/AWGLCA/2009/L.4）の附属書としてAWG-LCA 8に送ることで合意した。

資金：資金源および投資の供与と行動強化に関するコンタクトグループは、11月2-6日、コンタクトグループ会合および非公式会合を開催した。

このグループの議論では、資金の調達と供与、そして制度アレンジに焦点が当てられた。非公式グループ会合で、締約国は、基金および資金メカニズムの統治、資金メカニズムの強化と運用開始、基金の設立、資金メカニズムの運用組織、運用組織の統治構成の提案について議論した。また、支援を調整し一貫性を図ることについての文章案、さらには資金調達に関する文章案も検討した。

制度アレンジに関し、日本は、3つの基金設立という自国の提案に焦点を当てた、すなわち：緩和および適応に関する活動、プログラム、措置の実施に資金を提供する気候変動基金；最も脆弱な途上国での適応プロジェクトおよびプログラムに資金を提供する適応基金；そして温室効果ガスインベントリや国別報告書、緩和に関する国内行動計画、国家適応行動計画、そしてREDDプラスなど、可能な環境整備とキャパシティビルディング活動に資金を提供するグリーン可能性環境基金である。また同代表は、提案のマッチング・メカニズムにも焦点を当てた。

EUは、国際的資金フローの全体分布を示すことができるハイレベルなフォーラムまたは組織が必要だと指摘した。米国は、自国提案の「マッチング機能」について説明した、この機能は、緩和および適応行動への

支援を求める途上国に助言をし、「複数以上の資金提供組織の領域を案内」できる機能である。同代表は、この機能が自主参加であることを強調した。

資金の調達に関し、EUは、バンコク以来の展開に焦点を当てた。同代表は、野心レベルに関し、適応および緩和の正味増分コストが2020年まで、年間合計1千億ユーロになり、そのうち220-500億ユーロが公共部門資金になるとの観測を示した。同代表は、民間部門からの多額の投資フロー、国内資金、炭素市場を活用する必要があると強調した。同代表は、LDCsを除く全ての諸国が、それぞれの排出レベルや国内総生産（GDP）に応じて、国際的な公共資金供与に参加すべきとし、評価貢献額がこの要素の根幹になると述べた。インドは、条約およびBAPが全ての締約国に評価貢献額を求めているわけではないと強調した。

締約国は一定の進展を見ることができ、資金に関する文章のうち取りまとめることができたセクションを、11月6日発行のノンペーパーNo. 54改訂版に記載した。

ノンペーパーNo. 54には、資金調達および供与と制度アレンジに関するセクションが盛り込まれる。公共の資金および評価貢献額の項目では、特に下記の点について、括弧書きの文章が記載された：

- 主な資金源は、附属書II記載の先進国が新しく追加的に提供するものとし、条約の資金メカニズムの枠外にある制度により提供される金額とは別に、それを超えて提供されるものとする。
- 二国間、地域間、そして他の複数以上の国の間で設けられたチャンネルを使って、全ての締約国が資金源を提供するものとし、途上国もこの機会を利用するものとする。
- 公共の資金および民間の資金とも、条約の実施で重要な役割を果たす。
- 費用効果の高い排出削減を行う主な手段として、炭素価格を確立する。

貢献額については6つの代案があり、この中には、先進国からのもの、LDCsを除く全ての締約国からのものという表現が含まれる。革新的な資金調達方法としては多様なオプションが提案され、この中には次のものが含まれる：AAUsのオークション；国際航空輸送への課税；CDM・共同実施・排出量取引の収入の一部（share of proceeds）；CO2排出量に対する世界共通の課税；排出削減約束の非遵守に対する科料または罰金についての合意。

制度アレンジでは、次の項目に言及する表現が盛り込まれた：資金メカニズムの強化および運用開始；特化された基金または資金窓口の設置；基金の運用組織；運用組織の統治と統治メカニズムの策定；既存の制度または経路の活用。またこのノンペーパーには、国際的な資金調達の全体像を提供するため、COPの指針を受けて作業する、ハイレベルな組織フォーラムを規定する表現も盛り込まれる。

交渉状況：締約国は、ノンペーパーNo. 54を会議報告書の附属書（FCCC/AWGLCA/2009/L.4）としてAWG-LCA 8に送ることで合意した。ノンペーパーNo. 34は、このペーパーの附属書に含まれ、またAWG-LCA

7再開会合で議論されなかったセクションおよびパラグラフはノンペーパーNo. 54の中の交渉文書案と同等の扱いを受ける。

技術：技術開発および移転に関する行動の強化を議論するコンタクトグループは、11月2-6日、2回のコンタクトグループ会合ならびに非公式会合を開催した。

締約国は、交渉文書作成のため、まずバンコクからのインプットを盛り込んだノンペーパーNo. 29の最終読み合わせを行った。その後、11月3日に提示されたノンペーパーNo. 36のパラグラフごとの読み合わせに移った。この読み合わせでは、さらなる明確化が必要な問題を特定し、次のノンペーパーに含めるべき表現を提案した。これは、ノンペーパーNo. 47として11月6日に提示された。

フィリピンはG-77/中国の立場で発言し、目的と範囲を議論するよう提案し、オーストラリアもこれを支持した。カナダは、目的、国内および国際的な協力行動の乖離、制度アレンジおよび資金供与とアレンジを主要要素とする簡潔な成果文書を求めた。G-77/中国および他の数カ国の途上国は、適応技術の開発と移転に結びつくような行動に焦点を当てるよう提案した。コロンビアとブラジルは、各国主体の手法が必要だと強調した。ノルウェーは、特に、作業の戦略的基礎を与えるものとして、技術に関する国際行動計画を挙げ、これで合意する必要性を強調し、緩和および適応に関する資金供与構造の全体像においても、技術に対する資金供与が果たせる役割を強調した。EUは、検討すべき主要要素を挙げた、この中には次のものが含まれた：緩和および適応を可能にする技術；技術行動枠組；技術パネルまたは委員会で構成される枠組みの制度アレンジ；そしてパネルまたは委員会で作成される技術行動計画。米国は、自国の提案する気候技術ハブは技術移転や条約の実施強化を目的に設計されたと明言した。

締約国は、序文のパラグラフおよび原則のオプションについて議論した。ノンペーパーNo. 47記載の主要問題には次の項目が含まれる：技術に関する行動強化の目的に関するオプション；技術メカニズムの設置；技術支援の国内政策および行動；技術の開発と展開を支える国際的な協力行動。組織または枠組みに関する多様なオプションも議論されたが、これには次のものが含まれる：技術行動委員会；技術メカニズム；技術行動枠組み；技術機関；気候技術センターまたはネットワーク；技術開発および移転のための設備またはハブ；適応に対する資金供与および技術供与の執行機関；そして緩和に関するもの。知的財産権に関する障壁除去の表現方法も議論された。

閉会コンタクトグループ会合で、締約国は、提案されている制度アレンジにおいて可能性のある機能や構造に言及する付録を、ノンペーパーNo. 47から外したままでもおくかどうか議論した。

交渉状況：締約国は、ノンペーパー No. 36に優先するノンペーパー No. 47を会合報告書の添付文書の一部

としてAWG-LCA 8に送付することで合意した。

キャパシティビルディング: キャパシティビルディングは、その週のコンタクトグループの開会・閉会セッション及び非公式協議の中で検討された。

コンタクトグループでは、バンコクAWG-LCA 7第1部で作成されたノンペーパー No. 24をベースとした討議を開始した。議論の中心は、キャパシティビルディングの実施及び関連する制度的なアレンジである。第1回のコンタクトグループ会合では、Børsting共同議長から、キャパシティビルディング支援を実現させるための既存のアレンジが十分かどうか; 新たなアレンジ、制度やメカニズムが必要かどうか; 新たな制度的なアレンジは、どんなマנדート、機能、説明責任となるのか、などの検討が要請された。また、議長は、新たな制度的なアレンジがCOPの下での資金メカニズムにどのようにリンクするのかという点を取り上げることも重要だとも述べた。

バングラデシュは、LDCs、SIDS、最脆弱国を焦点にあてるよう求め、実現のための既存のアレンジでは不十分と述べた。イランは、キャパシティビルディング支援につながる、国別報告書のための資金源が必要と強調した。EUは、新たな制度メカニズムは、新たな機能や浮上したニーズが既存の制度では対応できないとわかった段階で、初めて定義されると主張した。

その後、締約国の議論をまとめた内容のノンペーパー No. 40が作成された。共同議長によりテキストの内容を詰め、さらにまとめるよう草案小グループへの参加が締約国に呼びかけられた。本グループの作業を踏まえ、ノンペーパー No. 46が作成された。このノンペーパーには、次のセクションが含まれる: キャパシティビルディングに関する行動強化の目的、基本理念、範囲; キャパシティビルディングの行動の実施とキャパシティビルディングの行動リストのための各種オプションを含む関連ある制度的アレンジ; キャパシティビルディングのための資金源の提供; キャパシティビルディングの実施の点検。

交渉状況: 会合報告書(FCCC/AWGLCA/2009/L.4)の添付文書の一部としてノンペーパー No. 46をAWG-LCA 8に送付することで合意がなされた。

閉会プレナリー: 金曜夕刻よりAWG-LCA閉会プレナリーが開催された。Zammit Cutajar議長は、6つのコンタクトグループが“疲れを知らず”作業を行ったが、そこではますます作業の緊急性が高まっていると述べた。また、コペンハーゲンでは強力な成果を成し遂げられるという“確固たる信念”があると述べ、コペンハーゲンで柔軟に対応するよう求め、「まだ手の届くところにチャンスはある」と述べた。

Zammit Cutajar議長は、時間の制約によりオブザーバーの発言は無しとするが、それらは事務局ウェブサイト (<http://unfccc.int/meetings/items/4381.php>) に掲載すると伝えたが、AWG-LCAの作業の重要性を強調しつつ、参加者の“孫たち、子供たち、これからの世代”である若者組織 (The Youth) への発言を認め、科学、政

治的に“帰還不能点”を超えないように求め、コペンハーゲンが“気候変動危機を解決する最後のチャンス”であるとし、締約国に対しては“我々の未来から括弧を取り除こう”と強調した。

その後、閉会ステートメントが行われた。スーダン、G-77/中国の立場から、UNFCCCが唯一の正当な交渉フォーラムであると強調し、コペンハーゲンでの合意の決定を2、3ヶ国の手委ねるような手段すべてを糾弾した。また、野心のレベルを減じるような試みへの懸念を示し、歴史的責任を否定したり、UNFCCC、特に「共通するが差異のある責任原則」を弱体化させたり、京都議定書の重要な部分をUNFCCCトラックへ“外出し”することなく2つの平行したトラックで進める必要があると強調した。コペンハーゲンの成果については、議定書の締約国ではない先進国の野心的な排出削減目標と実施手段の提供について合意するよう求めた。さらに、資金供与に関するコミットメントを実施するためのCOP監督下での資金メカニズム; 技術移転のための実効性のあるメカニズム; 適応行動の実施にむけた資金提供のための制度的なアレンジ等へのニーズを明らかにした。

グレナダは、AOSISの立場から、支援なしで気候変動の影響に適應するための、AOSIS加盟国およびその他の途上国による重要な行動を強調した。また、AOSISとして、“現状を再確認するためだけに”コペンハーゲンに行くつもりはないと述べ、コペンハーゲンでの作業完了に法的障壁はないと強調した。また、AOSISが加盟国の国民の安全や生計を賭けて、ただ待機するつもりはないと強調し、「力の無い政治解決」に反対を唱え、コペンハーゲンでは法的拘束力を有する合意を求めた。

アルジェリアは、アフリカン・グループの立場から、BAP サブパラグラフ1(b)(i)に基づく先進国による緩和と、BAPサブパラグラフ1(b)(ii)に基づく途上国による緩和との間での進展のアンバランスさについて言及し、議定書締約国ではない先進国の法的拘束力を伴う約束を求めた。さらに同氏は、コペンハーゲンで法的拘束力ある成果を実現することは可能だが、政治的な意志が必要であり、AWG-KPの下で法的拘束力を有する成果を出すことが、AWG-LCAで法的拘束力を有する成果を出すために必要となると強調した。

レソトは、LDCsの立場から、コペンハーゲンでは法的拘束力を有する合意に達しなければならないと強調した。また、長期資金融資、キャパシティビルディング、技術移転は、LDCsの存続問題であると言及した。

オーストラリアは、アンブレラ・グループの立場から、バルセロナ会合での進展に触れ、テキストが簡潔かつ明確になったと述べ、コペンハーゲンではしっかりと包括的な法的拘束力を有する成果を出し、その中には世界全体で最大限に実現可能な排出削減を盛り込むべきだと強調した。

スイスは、環境十全性グループとして、この週に“非常に僅かな”進展しなかったことを嘆き、政治指導者向けのしっかりとした交渉テキストを提供するためコペンハーゲンでは早い段階で最重要課題について集中することが必要だと主張した。

スウェーデンは、EUの立場から、コペンハーゲンでは、すべての国を含み、気温上昇を2°C以下とする目標を盛り込み、野心的な排出削減目標を打ち立て、官民の資金を増強するような、法的拘束力を有する合意に到達しなければならないと述べた。また、失敗という選択肢は存在しないが、法的拘束力を有する合意に到達するには残り時間が少ないために困難であろうと述べ、その場合は、その後に作業を継続させる必要があると指摘した。

中国は、コペンハーゲンは成功させなければならないとし、マンダートとBAPの本質的な内容に集中するよう求めた。また、気候変動の取り組みにおける中国の先進的な役割について述べ、先進国は途上国に「キャッチアップ」するよう要求した。ボリビアは、途上国における適応のための資金や技術移転を求め、先住民について考慮すべきであると強調した。

米国は、楽観的な見方を示し、その理由として、締約国によって合意された目標; 短期的な貢献を行うための主要国のステップ; 資金供与のための制度に関する交渉の前進; 世界のリーダーによる持続性ある約束を掲げた。カナダは、コペンハーゲンで法的拘束力を有する合意に達するためには協力が必要だと強調した。ノルウェーは、コペンハーゲンでの政治決定には、法的拘束力を有する合意に至るまでの経路を盛り込むべきだと述べた。日本は、バルセロナでの有用かつ集中的な議論について強調したが、根本的な違いが残っていると指摘した。また、2013年以降の期間における公平かつ実効性ある単一の法的枠組みを構築すべきであると強調し、資金と技術に関する日本の提案を強調した。

タンザニアは、REDD-プラスに関するノンペーパーNo. 39とともに検討すべき文書を提供すると述べ、科学と条約の規定が後押しをする、公正かつ衡平で正しい取り決めを求めた。エジプトは、コペンハーゲンのあるべき成果として、UNFCCCとBAPとの整合性が図られること; BAPのすべての要素への対応; 先進国と途上国との区別を無力にしないこと、であると指摘した。セネガルは、長期的協力活動のための共有ビジョンに関するテキストの中の地方自治体や準国家的な政府の重要性を強調した。パキスタンは、資金や比較可能性に関するアレンジ、技術移転に関する制度上のアレンジを取り扱うことの重要性について強調した。

バングラデシュは、支援と資金の供与ならびに技術移転、キャパシティビルディングに係わる保証を求め、各締約国には、各自の任務を遂行し、それを遅延させることのないよう約束の強化を求めた。インドは、将来の作業の土台とするには、コペンハーゲンで弱い宣言のようなものを出すことを防止すべきと述べた。また、カタールの支持を受けながら、UNFCCCは気候変動の行動の基礎を維持し続けなければならないと強調した。

トルコは、決議26/CP.7 (UNFCCCの附属書IIの改正)の認識を求め、同国が他の附属書I国と区別されるべきだと主張した。また、トルコは、気候変動への国際的な取り組みという文脈の中で、自発的な緩和を請け負

うことを希望すると述べ、それにはNAMAsが最適な枠組みであると述べた。南アフリカは、コペンハーゲンでの政治宣言のような無力な成果はアフリカン・グループとして拒否するという意見を支持し、法的拘束力を有する2トラック方式の成果を求めた。また、文書FCCC/AWGLCA/2009/L.4付属書は交渉の土台ではなく、あくまでも交渉を促進するための文書であると指摘した。また、付属書のテキストの構成に関しては何ら合意がないと強調した。

その後、会合報告書(FCCC/AWGLCA/2009/L.4)が採択され、Zammit Cutajar議長がこの報告書にはノンペーパーとともに実質的な添付文書が盛り込まれているとの言及があった。また、議長からは、締約国に対して「コペンハーゲンで我々の将来をめぐる括弧書きを削除しよう」との呼びかけがあり、午後9時5分に閉会となった。

AWG-LCA 7 及び AWG-KP 9 総括

“審判の日近づく”

バルセロナ気候変動交渉が11月6日（金）に閉幕し、コペンハーゲンまで僅か30日を残すばかりとなった。最終期限が迫り、交渉日数が0となった今、交渉官、NGO、メディア、その他の気候交渉ウォッチャーらが最近の記憶に残る限り注目度No.1の国際会議に期待を寄せている。

気候変動に対して、政界トップレベルから市井の市民まで、世界中から史上類を見ない程の関心が寄せられ、メディアで熱く報道される中、交渉が行われることになる。世界のリーダーもコペンハーゲンの成功に向けて取り組むことを強調しており、国家元首や政権トップ約40名が会議に出席されるとみられる。とはいえ、多くのリーダーや有識者らがコペンハーゲンで法的拘束力を有する成果文書を実現出来る見込みは非常に少ないと公言しており、ここ数ヶ月の間にコペンハーゲンへの期待はだんだんと小さな扱いへと変化している。また、バルセロナ会合がこれらの感情や先進国と途上国間の対立関係、多極化、苛立ち、不信感を増幅させたのだとの認識が優勢だ。こうした背景を踏まえ、今回は特にコペンハーゲン合意に向けた展望や実現可能性ある代案に的を絞って簡略な分析を行う。

コペンハーゲン・デフレ?

バルセロナで行われた、*国連気候変動枠組み条約(UNFCCC)*の下での長期的協力行動に関する第7回特別作業部会 (AWG-LCA)再会合の目的は、交渉テキストを簡潔にまとめ、バリ行動計画 (BAP)でビジョンを描いたようにコペンハーゲン合意に向けて地ならしをし、勢いをつけるような明確な代案を打ち出

すことであった。また、BAPの主要要素である、緩和、適応、資金、技術、キャパシティビルディングならびに長期的協力行動のための共有ビジョンに関して、交渉を加速することに期待が高まった。しかし、閉会時には、こうした活動に対する意見は様々に分かれ、異なるビルディング・ブロックに係わる作業の進行はまちまちであったと多くの参加者が述べた。一部のコンタクトグループではオプションの簡素化・統合ができなかったが、バルセロナに持ち込まれたテキストと、成果として送り出されたテキストとほとんど違いが見られないとの声があった。実際のところ、政府代表の多くは「もっとうまくやれたはずだ」と認めていた。残りの作業量の膨大さについて認識しつつ、バルセロナでは、一連の選択肢が明確になり、どの国がどんな「要望」をもっているかという点よりも何を必要としているかという「ニーズ」について多くの議論を行えたという点で進展を見せ、コペンハーゲンで見込める成果の「輪郭」を示すことができた。

京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関する特別作業部会 (AWG-KP)では、文書をさらに簡潔にし、柔軟性メカニズムやLULUCFといった問題に係わるオプションを明確にすることが目標であった。特に、作業計画によると、2009年3月のAWG-KP 7、及び6月のAWG-KP 8で採択すべきであった“数値”-附属書I国の排出削減目標（附属書I国全体の総量目標、国別目標）の規模-のそれぞれを打ち出すように促していた。しかし、バルセロナ入りして、前回の会合から抜本的な変化が訪れてほしいと期待を抱きつづけたが、現実的にそんなことが起こると予想する者はほとんど無かった。多くの途上国や環境NGOは、俎上に載せられている各国の約束と、危険な気候変動を回避するために科学が求めている数字とのギャップを埋めるべく、附属書I国に対して排出削減目標をもっと高く掲げるよう促していた。とはいえ、先進国は、数値について決着をつける前に、柔軟性メカニズムや土地利用・土地利用変化・森林 (LULUCF)といった排出削減目標を実現する手段について合意に達する必要があると強調した。また、米国や主要な途上国の参加なくしては議定書の下での新たな約束に関する合意は科学のニーズを満たすために十分とはいえないとして、幅広い文脈での緩和について検討する必要があるとも強調していた。

これにより、アフリカン・グループが、数値グループが作業を完了するまで他のAWG-KPコンタクトグループの作業を中断するよう求めるなど、対立構造が生まれ、政治問題の顕在化が露わになるとともに、その週のマスコミ報道の増加につながった。しかし、他方では、バルセロナの成果に注目できる変化をもたらさなかったと指摘し、アフリカン・グループの戦術への疑問があがった。

コペンハーゲンに向けた、シナリオ、ビジョン、オプション

「コペンハーゲンでは法的拘束力を有する合意は生まれないが、その代わりに一連のCOP決議が出るだろう。」とのAWG-LCAのCutajar議長発言にバルセロナの交渉ムードは水を差されたが、これは最近の10月の主要経済国フォーラム（MEF）やバルセロナ会期中、UNFCCCのde Boer事務局長を含む国連高官発言に示される意見に同調する内容であった。さらには、バルセロナで各国政府代表が交渉に本腰を入れようとした際に、ブラウン英首相との会談後に「コペンハーゲンで法的拘束力のある結果が出るとは、もはや期待していない」と潘基文・国連事務総長が発言した一件もあった。

こうしたハイレベルの要人の発言は、2009年を通じた交渉のペースから得られた大方の意見の集約に過ぎない。あるベテラン交渉官は「そうなるとは思っていても、実際に白黒をつけて明言してしまう程がっかりすることはない。」と言う。こんな調子では果たしてコペンハーゲンの強力な政治合意を法的拘束力のある枠組みという形に変換できるのか、出来るとすればいつ、どうやって可能なのかとコペンハーゲン後を見据えた問題を検討する動きも出てきた。「最善のシナリオは、テーブルに資金が置かれて、緩和についてコペンハーゲンで強力な政治合意ができること。その後、2010年前半にCOP 15再会合ということで、法的拘束力を有する合意文書をつくることだ」と、ある先進国の交渉官が作戦を示した。

しかしながら、誰もがコペンハーゲン合意を諦める覚悟でいる訳ではない。数名の参加者は、“エセ環境主義的な取り決め”は受け入れないと明言、コペンハーゲンでの法的拘束力ある成果に希望を託す。一部参加者からは、プロセス外部のハイレベルな政治的な動きがUNFCCCに対して“合意締結”への弾みになるのではないかと楽観的な観測も聞かれた。しかし、他方では、法的な枠組みを確保するため2010年にかけて確実に政治的な勢いを続けていくには、コペンハーゲンが“完敗”したとしても、骨抜きにされたダメな協定よりもマシであるとの意見もあった。

全体的に見ると、コペンハーゲンの一ヶ月前に、今後の交渉や実現しうる成果、方策に向けたシナリオがいくつか存在している。その理由のひとつは、BAPの内容が曖昧で、ただ単にCOP 15での合意と決定書採択について言及しているに過ぎず、成果の形式や法的拘束力を有するか否かという問題に沈黙しているからである。確かに、2013年以降の気候レジームの法的な設計に関して数々のビジョンが相も変わらず存在している。ほとんどの途上国が同意しているのは、AWG-KPのトラックでは、第1約束期間を超えた附属書I国の数値目標を定義するための議定書改正という形式をとりながら、別々の法的文書という結果を出すべきであるということだ。しかし、AWG-LCAの成果に法的拘束力をもたせるかどうかと言う点については、途上国間にも多様な意見が存在する。たとえば、一部の主要途上国は、先進国／途上国の緩和の境界に“ファイアウォール”を維持する方がいいとの考えで、そのためにはCOP決議を出すことによって成果を示すべきであると主張する。同時に、多くの小国や脆弱な途上国は、新議定

書でもって京都議定書を補完すべきだと主張する。それとは対照的に、EU、日本、オーストラリア、ニュージーランドを含むいくつかの先進国は、両AWGの成果を合体する形で単一の合意をつくる方が良いと主張する。その中で先進国は、主要排出国である途上国と共に、緩和の約束または行動を担う方が良いとの考えだ。

コペンハーゲンで、米国が排出削減目標を明言すれば、国際プロセスにとって決定的に重要なシグナルとなり、他の国々を前進させる力をもつことになるという認識が多数派を占めているものの、上院で現在審議中の気候法案をさらに推進させずして米国がコペンハーゲンの俎上に数字を持ち出せる立場にあるのかどうか、今後確認しなければならない。

コペンハーゲンでの法的枠組み実現に懐疑的な意見をもつ人々は、世界全体の長期的な排出削減目標という文脈の中で、先進工業国向けの排出削減目標を策定し、主要途上国がその成長を縮小させるような行動を講じるべきかどうか決定する内容の“プランB”がもはや包括的なCOP決議を成すとは考えていない。また、この包括的な決定で、COP 15かCOP 16で法的枠組みという形に変換するための技術的な詳細やスケジュールを詰めるための新たなマンデートをAWG-LCAに与えるべきだとの論点も多くが主張するところだ。さらに、表面上は、融資をすぐにスタートさせるための即時行動を起こすための、資金や技術、適応といった問題に係わる一連のCOP 15決議が採択される可能性もある。

そうしたシナリオの一つとして、非常に物議を醸す内容ではあるが、コペンハーゲンでAWG-KPを一時中断し、条約トラックの交渉だけを継続するというものがある。これは、必要ならば議定書復活の可能性を残し、途上国の賛同を得る。そして、その後の条約トラックの交渉が不満足な結果に終わったら議定書を復帰させる可能性を残しておくというものである。大方の憶測では、途上国がこれに食指を伸ばさせる内容にするには、議定書の再交渉を行うことなく、議定書の条項を新たな合意文書の中に移植させるという保証を与えることである。その後、約束期間に空隙ができないように合意をかためる前の合間に議定書を利用することができる。あるいは、de Boer事務局長が記者会見で語ったように、「新しい靴を買う前に古靴は捨てられない」ということである。

括弧書きを削除して

成果のありかたや形式が何であれ、コペンハーゲンの成功を測る尺度の一つは、UNFCCCのde Boer事務局長が折に触れて表明しているような政治文書の4つに示される“明確さ”がある。つまり、先進工業国の野心的な排出削減目標；途上国のNAMAの範囲と規模に関する明確さ；途上国の緩和と適応の双方に向けた資金・技術支援の大幅な増強；そうした支援を管理するための衡平なガバナンス体制、



Earth Negotiations Bulletin
Barcelona Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/wcgwg7>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

である。

コペンハーゲンまでに、G20やモルジブでの脆弱国会合を含め、非公式な首脳級会合が数え切れない程開催される。この間に合意可能な成果の基本ができるかもしれない。11月16-17日、デンマーク気候・エネルギー相が“プレCOP”となる準備会合を開催する。法的枠組みに対する疑問は残るものの、各国政府がコペンハーゲンで合意に到達するまでに30日以上も残されているとも言える。ある交渉官の言葉の通り「試合の結果は最後の最後まで分からないから...」

コペンハーゲンに至るまでの気候分野の狂乱的な活動の最中、そして、技術的にも政治的にも複雑な案件が数多くあるものの、一歩下がって、交渉の究極目標や「大気に見えるもの」について思いをはせるのも良いかもしれない。この観点からすると、コペンハーゲンの成功のために重要な指標は、実際に大気に見られるものが気候系に危険な人為的な干渉を及ぼさないような水準まで温室効果ガスを削減させるとことを担保するような成果ということになるだろう。

今後の会合日程

地球環境ファシリティ (GEF) 理事会会合: 2009年11月10-13日、米ワシントンDCにて開催。GEF理事会会合ではGEFのプログラムの策定・採択・評価を行う。詳しい情報の問い合わせ先: GEF事務局; tel: +1-202-473-0508; fax: +1-202-522-3240/3245; e-mail: secretariat@thegef.org; internet: <http://www.thegef.org/>

航空・代替燃料に関する会議: 2009年11月16-18日、国際民間航空機関(ICAO)主催でブラジル・リオデジャネイロで開催。最新の代替航空燃料と今後の実施可能性について紹介。問い合わせ先: ICAO航空運輸局: tel: +1-514-954-8219 ext. 6321; e-mail: envcaaf@icao.int; ホームページ: <http://www.icao.int/CAAF2009/>

持続可能な開発に関する第7回世界フォーラム: 2009年11月19-20日、フランス・パリにて開催。テーマは“新世界秩序: 京都後、コペンハーゲン前。” 問い合わせ先: Passages-ADAPes; tel: +33-01-43-25-23-57; fax: +33-01-43-25-63-65/62-59; e-mail: Passages4@wanadoo.fr; ホームページ: http://www.fmdd.fr/english_version.html

住居のエネルギー効率に関する第2回ワークショップ: 2009年11月23-25日、オーストリア・ウィーンにて開催。ワークショップの成果及び紹介された関連措置については、国連欧州経済委員会 (UNECE)



Earth Negotiations Bulletin
 Barcelona Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/wcgwg7>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
 Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

の下で作成を予定されるエネルギー高効率住宅向けのアクション・プランに情報提供される。問い合わせ先: Paola Deda (UNECE Secretary to the Committee on Housing and Land Management) ; tel: +41-22-917-2553; fax: +41-22-917-0107; e-mail: paola.deda@unece.org; ホームページ: <http://www.energy-housing.net>

国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) COP 15 および京都議定書 COP/MOP 5: UNFCCC第15回締約国会議および第5回京都議定書締約国会合は、デンマーク・コペンハーゲンにて、2009年12月7-18日に開催。UNFCCC補助機関第31回会合も同時に開催される。2007年12月のバリCOP 13で合意された“ロードマップ”に基づき、COP 15 及び COP/MOP 5では、京都議定書の第1約束期間が失効する2013年以降の期間も含めた気候変動に関する国際協力強化についての合意とりまとめが期待されている。 問い合わせ先: UNFCCC事務局; tel: +49-228-815-1000; fax: +49-228-815-1999; e-mail: 事務局@unfccc.int; ホームページ: <http://unfccc.int/>

GLOSSARY

| | |
|---------|----------------------------------|
| AAU | 割当量単位 |
| AOSIS | 小島嶼国連合 |
| AWG-LCA | 条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会 |
| AWG-KP | 京都議定書の下での附属書 I 国の更なる約束に関する特別作業部会 |
| BAP | バリ行動計画 |
| CDM | クリーン開発メカニズム |
| COP | 条約締約国会議 |
| COP/MOP | 京都議定書締約国会合 |
| GHG | 温室効果ガス |
| IPCC | 気候変動に関する政府間パネル |
| LDCs | 後発開発途上国 |
| LULUCF | 土地利用・土地利用変化・林業 |
| MEF | エネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム |
| MRV | 測定・報告・検証 |
| NAMAs | 各国ごとに適切な緩和行動 |
| QELROs | 排出削減・抑制の数値目標Q |



Earth Negotiations Bulletin
 Barcelona Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/wcwg7>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
 Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

| | |
|-----------|--|
| REDD-plus | 途上国の森林減少・劣化に由来する排出削減及び持続可能な森林保全と森林炭素吸収源の強化 |
| SIDS | 小島嶼開発途上国 |
| SBI | 実施に関する補助機関 |
| SBSTA | 科学的・技術的助言に関する補助機関 |
| UNFCCC | 国連気候変動枠組条約 |

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Tomilola "Tomi" Akanle, Asheline Appleton, Kati Kulovesi, Ph.D., Matthew Sommerville, and Yulia Yamineva. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the United Kingdom (through the Department for International Development - DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2009 is provided by the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French at this meeting has been provided by the International Organization of the Francophonie (IOF). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11A, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at the Barcelona Climate Change Talks 2009 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.